

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)
方法論の改定に対する意見募集(パブリックコメント)について概要

1 実施期間

令和6年4月3日(水)～4月17日(水)

2 意見提出件数(者数)

合計6件

該当箇所	提出された御意見	回答
なし	草原の火入れや採草による炭素固定のJクレジット化は難しいのでしょうか？	それらを対象とする既存の方法論はありません。なお、新たな方法論の策定にあたっては、温室効果ガス排出削減効果が明確に確認できること等の要件を満たす必要があります。
なし	<p>そもそもろんですが、地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度なんて必要なんですか？</p> <p>地球温暖化と言いますが、縄文時代も地球が温暖化しておりそのため縄文時代の貝塚はかなり内陸部にありとききます。</p> <p>地球温暖化って太陽活動の影響が一番大きいと考えられませんか？</p> <p>FIT 制度のためにエネルギー価格が高騰し我々の生活を悪化させています。</p> <p>今のままでは、「地球温暖化対策」自体が日本国民の貧困化を推進させる愚策にしか思えません。</p>	御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
なし	<p>生産管理記録等の定義について意見します。</p> <p>「水管理システムによる中干し期間の証明」を絶対条件にするべきです。</p> <p>任意様式による中干し期間延長は、不正な中干し延長証明が容易となり、不正な中干し期間が横行。Jクレジット制度の信用が低下される一因となります。</p> <p>性善説による運用も理解できますが、Jクレジットの運用を鑑みるに、厳しい規律があるべきです。</p>	今回の改定で、中干しの開始日及び終了日の記録が実態と相違ないことが客観的に確認できる写真等の証拠を求める規定を追加し、生産管理記録等の正当性を担保することとしており、任意の証拠で確認することはしておりません。
実施要綱 P1 1.2 用語の定義	「排出削減」または「削減」には、間接的な方法による CO2 やその他温室効果ガスの排出減少の取り組みを評価する「排出回避」、特に化石燃料の燃焼から CO2 を回収する技術も含まれると考えてよいか。	ご指摘の排出回避(化石燃料の燃焼からの CO2 の回収等)は「排出削減」に含まれます。
方法論策定規程(排出削減・除去プロジェクト用) P7	「海外から調達される燃料等を使用するプロジェクト」の、燃料「等」という表現に、原料は含まれると考えてよいか(例:	本規定は、海外から調達される燃料等の製造・運搬についてプロジェクト実施後排出量を計上する(排出削減

<p>2.4 排出削減・除去量の算定で考慮すべき排出活動 ただし、プロジェクト間の公平性を考慮し、海外から調達される燃料等を使用するプロジェクトについては、海外の排出活動についても特定を行う。</p>	<p>海外で低環境負荷のプロセスで化学合成した原料の使用を伴うプロジェクト)。</p>	<p>量から控除する)ことを求めるものです。海外で低排出なプロセスで製造された原料を使用することは日本国内の排出削減に寄与しないのでJ-クレジット制度の対象とはなりません。</p>
<p>方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用） P14 3.11.2 持続性の担保について</p>	<p>CCSに加えてCCUプロジェクトにおいても、CO₂を固定した製品として長期間使用可能な建材を製造する場合や、CO₂を固定した製品を管理し、使用後も適切に回収して再利用またはリサイクルすることが可能な場合、持続性があると認められると考えてよいか。</p>	<p>CCS や CCU の持続性については、今後の方法論策定において、対象となる取り組みの内容ごとに検討致します。</p>